

**DPI 日本会議×CIL イルカ**  
**2021インクルーシブ教育推進フォーラム特別企画**  
**～南の国からインクルーシブ教育を届けます～**  
**活動報告書**



# 目次

実施要項	1 ページ
主催者挨拶	2 ページ
沖縄県教育長挨拶	3 ページ
行政報告	4 ページ
活動報告①	16 ページ
活動報告②	19 ページ
基調講演	20 ページ
パネルディスカッション	22 ページ
【開催の経緯】	25 ページ
【報告】	26 ページ
【Q&A】	28 ページ
【総括】	30 ページ

## 実施要項

### ◆趣 旨

障害のある人(子ども)の教育をめぐるには、インクルーシブ教育を目指す国際的な動向の影響も受けながら、施策上大きな転換期を迎えています。現場において様々な取り組みがなされているが、今後重要なことは広く一般の教育現場において、障害の社会モデル・人権モデルを誰もが理解し、その知見を実践に活かしていく事です。

沖縄県においても、上記の目的を達成するために、先に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を踏まえ、市町村教育委員会と連携し、研修のみならず、沖縄県の「特別支援教育の推進等にかかわる協議会」等に当事者及び障害者団体等の知見や体験等を活かしていく取り組みが必要です。

この特別企画においては、障害者権利条約で謳われるインクルーシブな教育を実現するために、沖縄の好事例を共有し、今後インクルーシブ教育を施策としてどのように進めていけばいいのか、全国の皆さんと一緒に考えていく機会にしたいと思います。

◆開催日時：2021年10月3日(日) 午後1時30分～4時30分(午後1時～入室可能)

◆開催形式：オンライン形式(Zoom ウェビナー)

※関心あるどなたでも参加できます(教員、当事者、保護者…)

※情報保障(手話通訳、PC文字通訳、点字資料、データ資料)

◆主催：DPI(障害者インターナショナル)日本会議 沖縄県自立生活センター・イルカ(CIL イルカ)

◆後援：沖縄県 沖縄県教育委員会

### ◆プログラム

主催者挨拶 総司会にしおもとひで：西尾元秀(DPI日本会議常任委員/教育部会長)

沖縄県教育長挨拶

1. 行政報告「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」

報告者こばやし みほ：小林美保氏(文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官)

2. 活動報告①「沖縄県における、学校バリアフリー化の現状と課題」

報告者おおしろりょう：大城亮(CILイルカ学校バリアフリー調査担当)

活動報告②「特別支援学校と障害者団体連携の取り組み」

報告者：MARUKO(CILイルカ事務局長)

3. 基調講演「沖縄におけるインクルーシブ教育の動向と課題」

講師しまむら さとる：島村 聡氏(沖縄大学人文学部 福祉文化学科 社会福祉専攻/地域研究所 所長)

4. パネルディスカッション 「沖縄県から、インクルーシブ教育の風を送ります」

パネリスト：やまざき ひなた・山崎 陽太さん(中学1年生)、保護者

ながい れいこ・長位 鈴子(CILイルカ代表)

さい たかのり・崔 栄繁(DPI日本会議議長補佐)

コーディネーター：おのうえ こうじ 尾上 浩二(DPI日本会議副議長/内閣府障害者施策アドバイザー)

コメンテーター：しまむら さとる 島村 聡氏

閉会の挨拶 MARUKO

## 主催者挨拶

西尾 元秀（DPI日本会議常任委員会/教育部会長）

本日は全国各地から、この集会にご参加いただき、誠にありがとうございます。DPI 日本会議では、障害者権利条約のインクルーシブ教育に基づき、障害のある子と障害のない子が、共に教育を受けられるよう、来年行われる予定の、権利条約の建設的対話に向けた障害者団体の意見集約など、さまざまな活動を行っております。また昨年、バリアフリー法が改正され、公立小中学校のバリアフリー化が義務化されました。

既存の校舎も含めて、全国各地の学校でバリアフリーが進むよう、自治体への要望を出すなど、地域団体と共同した取り組みも行っているところです。

今回沖縄で集会を持たせて頂いた理由には、この地域団体との取り組みを進めてきたことがあります。

この間沖縄県教育委員会のご理解・ご協力を頂き、教職員研修で、DPI日本会議のメンバーがお話させて頂く機会を頂くなど、沖縄県でインクルーシブ教育に向けた取り組みを進めて頂いています。また、障害のある子とない子が、同じ学校・同じ教室でともに学ぶという実践は、沖縄を含めて全国各地で行われていますが、それが、多くの方々に、まだまだ知られていないことが多々あります。

今回の集会のレポート・パネルディスカッションでは、沖縄での実践例を伝えて頂き、県内・全国の皆さんが、互いに元気を出してもらえ、内容になればと思っております。

また、文部科学省からのご報告、沖縄大学・島村先生のご講演を頂く中で、地域の現状等を学び、インクルーシブ教育の実現を進める、糧にしていきたいと考えております。

長時間の取り組みになりますが、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

以上で開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

## 沖縄県教育長挨拶

金城 弘昌 様

2021インクルーシブ教育推進フォーラムの開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

本日の特別企画の主催者であります DPI(障害者インターナショナル)日本会議及び沖縄県自立生活センター・イルカ両団体におかれましては、例年、自立生活塾やフォーラム開催等、障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現や本県の特別支援教育の振興に寄与されていることに対しまして、深く敬意を表します。

さて、近年の特別支援教育の動向をみますと、平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が行われるようになりました。

また、中央教育審議会の答申「令和の日本型教育の構想を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」や、新しい特別支援教育の在り方に関する有識者会議からの報告においても、引き続き特別支援教育の充実が求められております。

教育の場においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を提供し、教育的ニーズに応えていく必要があります。

県教育委員会としましても、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を踏まえ、障害のある児童生徒を取り巻く環境の整備や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図っていくための教員研修等を実施しております。

本日は、特別支援教育の更なる充実のため、それぞれの立場から日頃の実践や好事例について意見を交換し、協議を深めていただきたいと考えております。

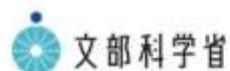
また、行政報告をいただきます 文部科学省 特別支援教育企画官 小林様、基調講演をいただきます 島村先生、お忙しい中、貴重な時間をいただきありがとうございます。

結びになりますが、本日の特別企画の開催に御尽力くださいました事務局の皆様並びに関係各位に感謝申し上げるとともに、ご成功を祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

1. 行政報告 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」

小林 美保 氏

(文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官)



# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）について

令和3年10月

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

企画官 小林 美保

## 1. 特別支援教育の現状について

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

概要	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人) 合計：約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚園：約 1,300人 小学校：約46,300人 中学校：約30,600人 高等部：約66,600人 義務教育段階の全児童生徒の0.8%	小学校：約218,000人 中学校：約 84,400人 義務教育段階の全児童生徒の3.1%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等部：約 800人 (※令和元年度現在) 義務教育段階の全児童生徒の1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。 それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を回り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

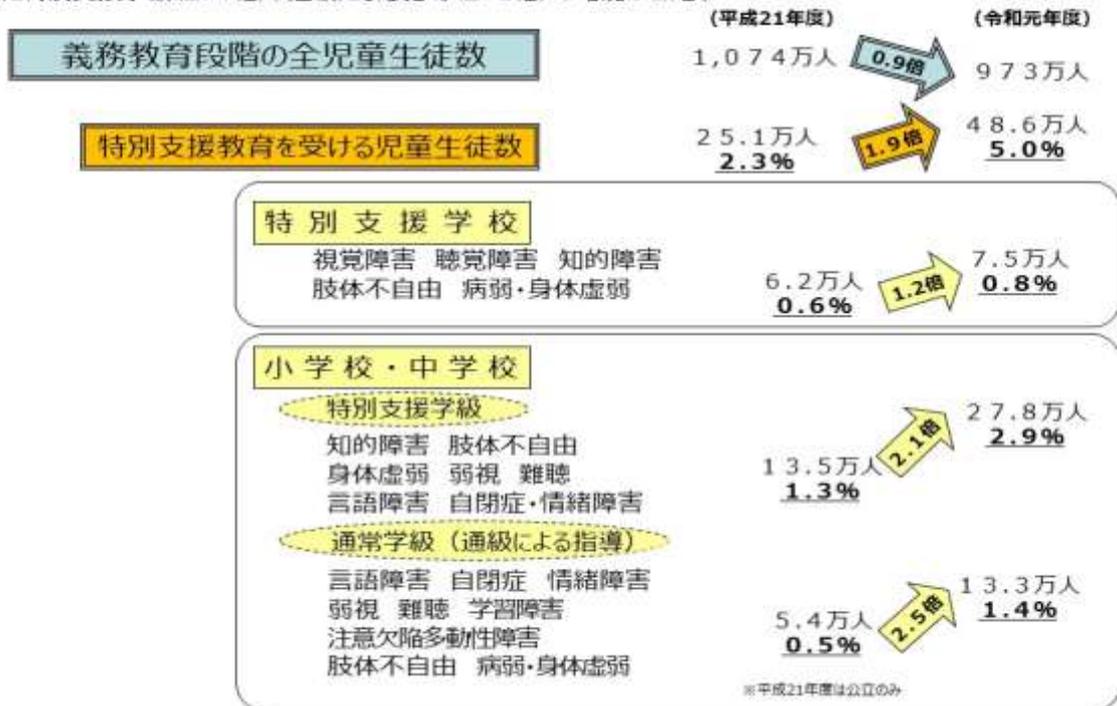
※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づいたものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

2

# 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)

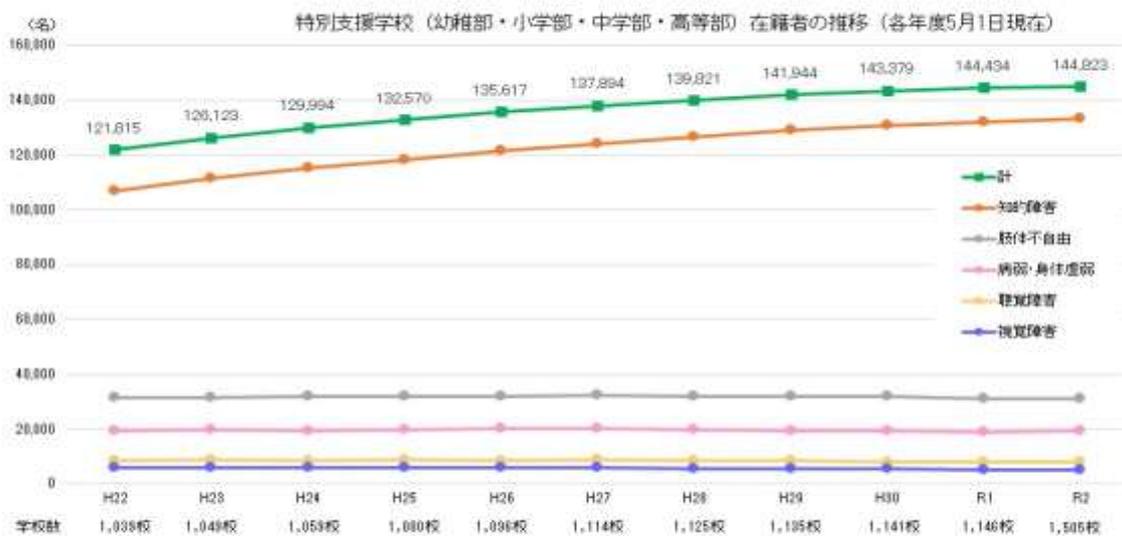


- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。



3

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数



【令和2年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281

（出典）学校基本統計

※学校数および平成29年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校等へ転校したため、複数の障害種に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集約している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数加算の合計は増減と一致しない。

# 特別支援学級の児童生徒数・学校数



【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	聴覚	聴覚	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,204	707	29,287	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

（出典）学校基本統計

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

## 2. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する 有識者会議（報告）について

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 (令和元年9月6日設営)



## 意 旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置**

## 【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の醸成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場

## 【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校校長会会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	車内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学校校長	日誌 正文	独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
岡田 悠也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	伊坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	宮崎 英重	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

## 【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

## 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和2年1月

### I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進めさせていくため、
- ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に配慮する指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一体的充実・整備
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・障害のある子供と障害のない子供が、年齢を過ぎて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生まれる社会の構築を目指す。

### II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
  - ・乳幼児健診や児童健診の活用など早期からの相談・支援
  - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
  - ・就学相談や学びの場の検討等支援する教育支援資料の内容を充実
2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
  - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
  - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
  - ・通級による指導等の多様な柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
3. 特別支援学校における教育環境の整備
  - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
  - ・ICTを活用した在宅就労など新たな領域に係る人材育成の強化
  - ・副次的な種やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
  - ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
  - ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化
4. 高等学校における学びの場の充実
  - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
  - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
  - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

### III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師
  - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学校経営・授業づくりを研鑽。校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
  - ・特別支援教育に係る資質を教員養成課程に位置付け
  - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の促進
2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師
  - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
  - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
  - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許状認定講習等を活用した担当教師の専門性向上
3. 特別支援学校の教師
  - ・重症障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
  - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた最良事例の収集・周知、免許状認定連携教育の実施主体の拡大の検討

### IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方
  - ・指導内容の充実、障害者の社会参加促進、QOLの増進、教師の負担軽減・業務改善等の幅広い観点から踏まえて着実に実施
2. 指導の充実と教師の情報活用能力
  - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
  - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
  - ・教師のICT活用スキル向上
3. ICT環境の整備と校務のICT化
  - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
  - ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)
4. 関係機関の連携と情報の共有
  - ・セキュリティ等に配慮したICTを活用した情報連携

### V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携
  - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
2. 在学中の連携
  - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
3. 卒業後の連携
  - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
4. 医療的ケアが必要な子供への対応
  - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
  - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
5. 障害のある外国人児童生徒への対応
  - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

## I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。

・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

## II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

### 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

### 3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職種に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

### 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

### 4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

## 「障害のある子供の教育支援の手引」（概要）

### ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要**。
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセスを再構築**。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

#### 1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

### 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

#### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

#### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

#### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
  - 特別支援学校と通級による指導等の関係について
  - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
  - 障害のある外国人について

#### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

#### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

#### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

### 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

#### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別に、それぞれの学びの場（通常の学校、通級による指導、特別支援学校、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や連携がより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の**参考様式**を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



12

## 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和2年1月

### Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

#### 1. 全ての教師

- ・ 全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・ 特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・ 小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

#### 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・ OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・ 小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

#### 3. 特別支援学校の教師

- ・ 重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

# 特別支援教育の免許状制度



- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。  
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

## 【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	二種免許状	一種・専修免許状
第一種	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2
第二種	特別支援教育領域に関する科目	8	16
	(※)		
第三種	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	3	5
	(※)		
第四種	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3
計		16	26

(※) 視・聴は8単位(二種は4単位)、知・肢・病は4単位(二種は2単位)以上

## 【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	二種免許状	一種免許状	専修免許状
必要となる免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭二種免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



## (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○ 免許状保有率: 84.9%(令和2年度) ⇒ **本来保有すべきもの**  
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・ 特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・ 通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



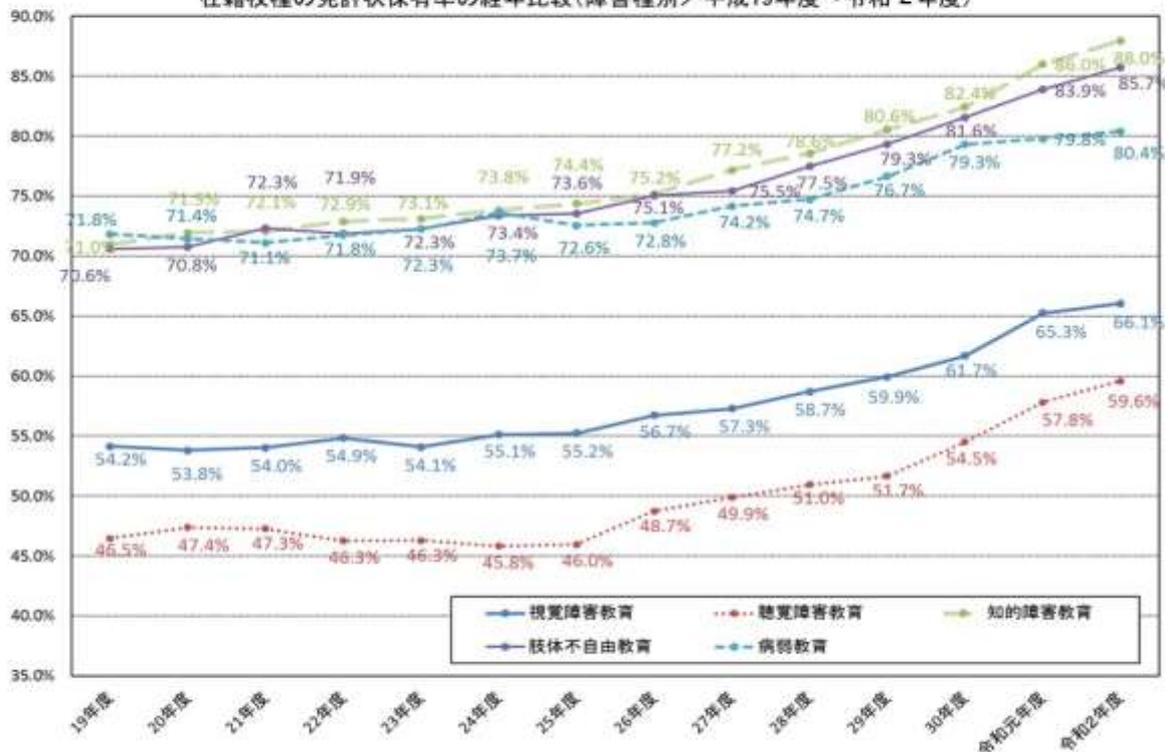
※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.2%**

# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和2年度）



16

## Ⅳ. ICT活用等による特別支援教育の質の向上

### 1. ICT活用の意義と基本的な考え方

- ・ 指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

### 2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・ オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・ 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・ 教師のICT活用スキルの向上

### 3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・ 学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・ 特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

### 4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・ セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

## 特別支援教育におけるICTの利活用の推進

### 【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告書(抜粋)】

#### 2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力 (ICT活用による指導の充実)

○ 各教科等の指導と同様、自立活動の指導においても、子供一人一人の障害の状態等に応じて、具体的に指導内容を設定するものであることから、その指導が必要な子供に対し、学校の授業として基本的には対面での直接的なやりとりを通して学習が展開されているためことがほとんどであり、オンラインでの指導の実践事例は十分蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されていたが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況があった。そこで、今後、オンラインを活用した自立活動の指導の可能性も鑑み、対面での指導や児童生徒同士の学び合いとのベストミックスに留意しながら、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法やその留意点について、実践的に研究を進めることが必要である。

#### (デジタル教科書・教材の活用)

○ デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的にわかりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることができるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。更に、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、更なるさらなる普及が期待される。特に、特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。

#### 3. ICT環境の整備と校務のICT化 (校務のICT化)

○ 特別支援教育におけるICT利活用化において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要があり、個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。

### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 令和3年度予算案 71百万円(新規)

#### ①ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や遠隔による指導において、感染対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの促進や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

#### ③文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえデジタル化を検討し、課題等を抽出

#### ②ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

18

## V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

### 1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

### 2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

### 3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

### 4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

### 5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人（推計）

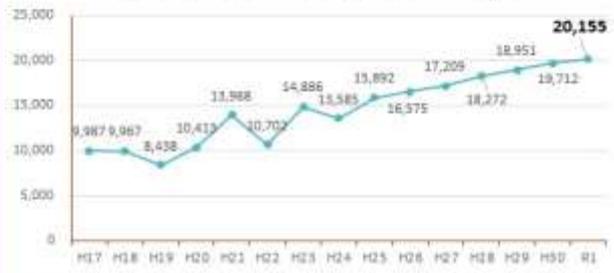


医療的ケア児

- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の身体不自由が重複している子どものこと。全国で約43000人（者も含まれている）。【岡田2012推計値】

在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



（厚生労働科学研究費補助金障害者教育・総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療、福祉、保健、教育等の連携に関する研究（田村等）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**」

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和3年法律第81号）（令和3年5月11日成立・同年6月18日公布）

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒ 安心して子どもを生み、育てることができ社会的実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 4 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 5 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 6 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援</li> <li>○ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援</li> <li>○ 相談体制の整備 ○ 情報の共有の促進 ○ 広報啓発</li> <li>○ 支援を行う人材の確保 ○ 研究開発等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所における医療的ケアその他の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置</li> </ul> </li> <li>○ 学校における医療的ケアその他の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 看護師等の配置</li> </ul> </li> </ul>
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）	
	○ 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等	

施行期日：公布の日から起算して3月を超えない日（令和3年5月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策 / 災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

## 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

背景

- 学校に在籍する哮喘吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等も必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」  
→ 哮喘吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す
- 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立  
(国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を回ることが求められている。)

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

### 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

#### 第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

#### 第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

#### 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう医療的ケアの状態等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 哮喘吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に留意すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供ひとり一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



22

# お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

＜主な刊行物＞

季刊特別支援教育（年4回 3、6、9、12月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために—交流及び共同学習事例集—

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育推進センター [http://icedd\\_new.nise.go.jp/](http://icedd_new.nise.go.jp/)

メールマガジン <http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY (JAPAN)

23

# 活動報告① 大城 亮 氏

## 「沖縄県における学校バリアフリー化の現状と課題」

### 沖縄県公立小・中学校 バリアフリーアンケート



#### アンケートの目的

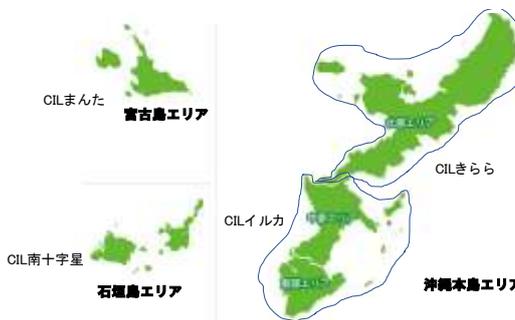
改正バリアフリー法(令和3年4月に施行)の基準適合対象に公立小・中学校が追加された。

公立小・中学校施設のバリアフリー化を推進する要望書を沖縄県へ提出するにあたり、教育現場の課題を伝える為に現状を把握する。

#### アンケートの調査先

##### 沖縄県内の国立・県立・各市町村立の小・中学校

小学校	中学校
本島・周辺離島：213校	本島・周辺離島：111校
宮古島：17校	宮古島：12校
石垣島：34校	石垣島：20校
計：264校	計：143校
合計：407校	



#### アンケートの実施方法

各地域のCILで分担して、郵送で各学校へ送付。

↓  
回答をCILイルカで受付・集計。

↓  
ウェブ上で回答結果を各団体と共有。

回答方法—

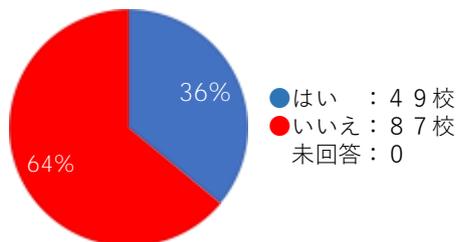
・QRコード ・メール ・郵送 ・FAX



#### アンケートの内容

- Q1. 特別特定建築物に公立小中学校が追加されたのは知っているか
- Q2. 在学生、教職員の数
- Q3. バリアフリー対応でない事が原因の入学拒否があったか
- Q4. バリアの解消のために、環境整備を行っているか
- Q5. 市町村、政府への要望

Q1. 特別特定建築物に公立小中学校が追加されたのは知っているか(令和3年4月1日施行)



Q2. 要配慮の児童・生徒、教職員

児童・生徒数	要配慮の児童・生徒
北部：3615	北部：3
中南部：29789	中南部：35
宮古島：2271	宮古島：0
石垣島：1801	石垣島：1
未回答：10校	

Q2. 要配慮の児童・生徒、教職員

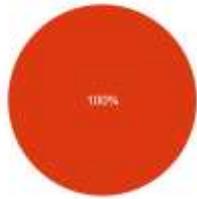
教職員数	要配慮の教職員
北部：497	北部：0
中南部：2683	中南部：74
宮古島：230	宮古島：0
石垣島：303	石垣島：0

未回答：12校

Q3. 障害がある児童・生徒が入学を希望する際に学校施設がバリアフリー対応でない事が原因で入学が実現しなかったなどのケースはありましたか。

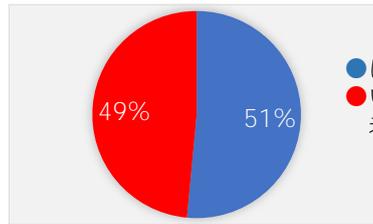
匿名のアンケートで、公にはされていない入学拒否のケースを聞けるのでは？

Q3. 障害がある児童・生徒が入学を希望する際に学校施設がバリアフリー対応でない事が原因で入学が実現しなかったなどのケースはありましたか。



●はい : 0  
●いいえ : 136校  
未回答 : 0

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。



●はい : 69校  
●いいえ : 65校  
未回答 : 2

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。

「はい」と答えた学校



**エレベーター設置済み**  
25校(設置予定1校)

**スロープ・トイレ・手すり設置**  
50校

**設置予定、教育委員会へ申請中**  
4校

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。

具体的な内容

校内の通路にスロープを整備している。車椅子でも入ることが

できるように、トイレの個室を広めに改良したり、

手すりを取り付けたりしている。

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。

具体的な内容

現時点でそのような事例は無いので、回答できません

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。

具体的な内容

普通教室が2階にあり、移動手段が階段しかなく

移動の環境整備やその他の移動教室の段差解消が必要。

関係機関に要請し、対応を図っていく。

Q4. 実際に障害のある児童・生徒の入学が決定した際、学校施設内で移動の障害となりうる箇所の把握とその改善といった、合理的配慮などの観点も含めた環境整備を行っていますか。

具体的な内容

電動車椅子への対応でスロープ等の整備は概ね出来たが、

2階への移動機器が設置されず、2階での授業参加が出来てない。

幾つかの教科は、所属学級から離れて授業を行っている。

Q5. 市町村・行政への要望

#### Q5. 市町村・行政への要望

肢体不自由の児童が一人在籍しています。  
上の階に登り降りするときにとっても困っています。  
エレベーターの設置を希望します。

#### Q5. 市町村・行政への要望

障害の程度により、  
学校では対応しづらい状況もあります。  
すべての児童を受け入れるということには  
限界があるかと思います。

#### Q5. 市町村・行政への要望

ちなみに本校は普通教室が2階にあるため、  
配慮が必要な児童が来るとなると  
上り下りする環境を整える必要があります。  
そのようなことに迅速に対応できるようにしてほしいです。

#### 今後の流れ

- ・バリアフリー化推進の要望書を、沖縄県・県議会へ提出
- ・各学校の協力を得て、現場のヒアリング調査
- ・県内メディアにも呼びかけ、「社会問題」として県民に認識してもらう

#### Q5. 市町村・行政への要望

施設のバリアフリー化のために  
スロープ等の設置を要望しても、  
予算がないのでできないと言って断り続けられている。

#### Q5. 市町村・行政への要望

学校が特別特定建築物枠に追加されたのなら、教育委員会から  
各学校へ環境整備に係る調査や整備に積極的に取り組んでほしい。  
そのための予算確保など必要な準備を早めに行ってほしい。

#### 見えてきた課題



1. 改正バリアフリー法の周知
2. バリアが解消されず、児童・生徒の学校生活に支障をきたしている
3. バリアフリー化が、学校現場の判断にゆだねられている

**バリアフリー化が義務となった以上、行政主導での推進が急務**

## 活動報告② MARUKO 氏

### 「特別支援学校と障害者団体連携の取り組み」

#### 特別支援学校と障害者団体連携の取り組み



沖縄県自立生活センターイルカ  
ファイ スファン(MARUKO)

#### 特別支援学校の学生現状

小学校1年～高校3年＝12年



- 学校評議委員会

- 授業と職場体験

#### 学校評議委員会

- 3回/年会議
- 任期：3年
- 参加メンバー：校長、教頭、事務長、各学部主任、養護教諭、、、
- 目的：学校の経営、各学部の取り組みの質疑及び指導助言を行う

#### 学生向け授業

- 先輩と語ろう
- グループワーク：やりたい事のテーマ
- 社会資源について紹介



#### 職場体験の様子

高校3年生、はじめて自分のリュク  
を買いました。



高校2年生、はじめて親以外の人と会食しました

高校3年生、はじめてのカフェ



高校3年生、はじめてのスターバックス

高校3年生、はじめてのカフェ



高校3年生、はじめてのスターバックス

基調講演 島村 聡 氏 (沖縄大学人文学部福祉文化学科教授/ 地域研究所 所長)

### 「沖縄県におけるインクルーシブ教育の動向と課題」



#### 1 インクルーシブの意味は障害だけではない

障害のない人でも学校に行きづらさを感じて、引きこもりになる子もいる。そういう子も含めて、全ての人にとって行きやすい学校を作ることがインクルーシブ教育である。引きこもりの子は個別化を求め、障害者の子は交流を求め、社会性を育てたいと考えている。これが障害者のインクルーシブ教育である。

#### 2 親たちは就労の場を求めている

保護者は、作業所などの就労の場所を求めている。

#### 3 沖縄でもインクルーシブ教育≒統合教育を求める声はあった。

昔から、統合教育というものが進められていて、同じ教室で一緒に学ぶことを目的として行われていた。

#### 4 進まない統合教育 (参考資料)

障害のある子が、普通の学校に行けないということを踏まえ、特別支援学校の分教室を普通の小学校に入れるプランを行ったが、うまくいかなかった。

#### 5 教員たちとの協働、地域療育等支援事業

「たけのこ」という事業所を公園の中に作ったり、青年教室の活性化を行った。かがみがおかの寮が潰されたりした。教員に関して、沖縄県は全国より障害のある生徒の数が多いのに対して、経験の多い教員が少ないのが現状である。

#### 6 特別支援学校の環境改善も厳しい状況に (参考資料)

#### 7 特別支援学級数が激増し対応がとりづらい (参考資料)

自閉症の児童を例にすると、平成23年は394人だったのに対して、令和2年は4,177人であった。この激増に追いついていないのが現状である。

8 離島では障害レベルに合わせた対応が難しい

9 メインストリームから外れた特別支援  
小中学校における特別支援対策は弱い

10 沖縄での新たな動き

ゆい教室

障害のある子が高校に行けなかった。

- ・重度の入学判定がない
- ・ユニバーサルデザインができていない
- ・他の保護者の理解が足りない
- ・教育過程、サポートの仕方が確立していない
- ・学校外、進路の問題

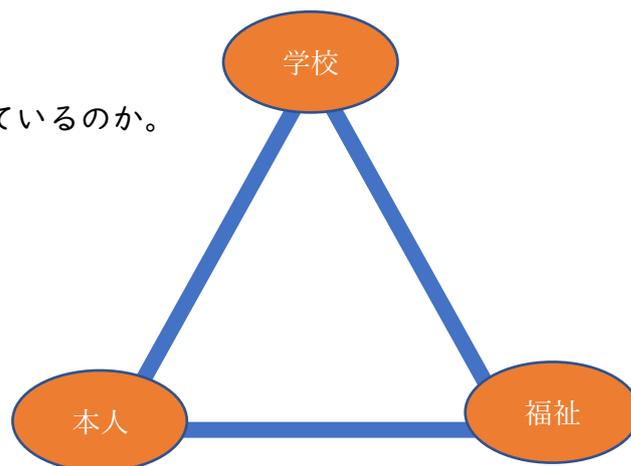
→入試の改革が必要である。

11 教育と福祉との連携は難しいのか

学校と児童デイサービスの連携はうまくいっているのか。

トライアングルプロジェクト

学校側は、福祉の入りくちがきついと訴え、  
福祉側は学校側に入りづらいと訴えている。



12 のりしろを増やす努力を

学校も福祉も本人も、お互いに乗り入れていけるような関係を築くべき

13 インクルーシブ教育の意義を再考する

「子供が自ら学ぶ」を重視

「今日は何を学ぶ」という、子供たち主体の教育

「どのように学ぶか」を選べるようにする。

教師・地域住民の意見を受けて実行するプロセス（学び合いの姿）が大切  
教員の教育にも特別支援の指導を組み込むべきである。

## パネルディスカッション 山崎 陽太 氏 「沖縄県からインクルーシブ教育の風を送ります」

### 映像



母のまゆさんは、幼い時からいつも一緒に二人を同じ幼稚園に通わせたいと思っていました。しかし市の担当者は脳性麻痺などの障害のある子が普通幼稚園に通った例はあまりないとして、難色を示していました。そんな時、条例の存在を知らせるパンフレットのある言葉がまゆさんの目にとまりました。

「本人が望めばお兄ちゃんお姉ちゃんと同じ学校に通えます」という一文もあって、ほしかったのはこれなんだよっていう風に思いました。「障害が重いから難しいんじゃないですか」という話だったんですけど、こういう条例もできるし、これは当然の権利じゃないですかという話をしました。



そして、条例が施行された直後の去年4月、2人は同じ幼稚園に入園しました。

取材で訪れたこの日は、園のみんなでドッジボールに熱中。陽太君も満面の笑みで皆との時間を楽しまします。春からは同じ小学校に入学する2人。小学校の楽しみを聞きました。

「遊ぶことと、みんなで給食食べる事。」「給食食べたりしたい」



中学生になった陽太さん。朝と夕方の登下校は介助者を使っています。学校までの通学路をほかの学生と肩を並べて歩いていきます。

「雨の日も歩いてるんですか?」「はい。カッパ着てから歩いています。」

## インタビュー

インタビュアー（以下：イ）「陽太くんは今何歳ですか？」

山崎さん（以下：山）「13歳です」

イ「映像の小さい陽太さんがここまで大きくなって驚いています。小学校に入るときに沖縄県に条例ができて、それを見て小学校に行きたいと思ったと映像であったと思いますが、他に何かいてみたいと思った理由はありますか？」

山「友達と一緒にいきたいということもあるし、同じ学校に行きたいというのものもある。」

イ「小学校の生活で楽しかったことや、印象に残っていることはありますか？」

山「友達と一緒に遊んでくれて、助けてくれたりもして、良い小学校でした。」

イ「毎日通ったんですか？車椅子だと、学校階段とかなかったですか？」

山「なかったです。」

イ「エレベーターですか？」

山「エレベーターです。」

イ「ではそこは苦勞せずに通えてたんですね」 山「はい」

イ「あと、中学校に今年から入ったと思うんですけど、環境が変わって、準備をしたこととか、前もってやっていたことはありますか？」

山「イメージをお父さんとして、あと、イルカさんと役所の人と話したことです。」

イ「そうですね。小学校より中学校は校区が広い分、遠くから通うために道が変わったので、道がでこぼこだったりするんですか？」 山「そうです」

イ「帰り寄り道とかもするんですか？これは秘密かな？」

山「しますよ」

イ「いいですね。あと、部活動に入ったと聞いたんですが、なんの部活に入ったんですか？」

山「美術部です」

イ「楽しいですか？」 山「はい」

イ「いいですね。学校でもヘルパーさんって使ってるの？」

山「使っています」

イ「じゃあ今は行き帰りの登校と、学校でのヘルパーさんを使っているということで、何か困っていることはありますか？」

山「特にないです」

イ「じゃあ、快適な中学校生活を送っているということで、まあ、コロナとかもあってなかなか通える日が少なかったりもするけど、また中学校生活に何かこれから期待することはありますか？」

山「修学旅行とか期末テストとかです。」

イ「テストを頑張るということで、すごい力強い言葉をいただきました。まだ先だと思うんですけど、中学校を卒業したらしたいことはありますか？」

山「まだ決まっていません」

イ「じゃあ探し中ですね。では最後に、今見ている人が全国の130人くらいなんですけど、ひなたさん何か一言お願いします」

山「今言っている学校が楽しいし、友達と一緒に触れ合うことが大事だと思います。一緒に」

イ「ありがとう。青春真っ盛りの山崎陽太さんからの言葉でした。では以上で終わります。」

## パネルディスカッションの様子

### 手話通訳が行われる様子



### インタビュアー（早坂）と山崎陽太氏のパネルディスカッションの様子



### パネルディスカッションで発言するC I Lイルカ代表 長位 鈴子 氏



### パネルディスカッションで発言するD P I日本会議議長補佐 崔 榮繁 氏



## 総括

### 【開催の経緯】

3月には北の国からというテーマで北海道でインクルーシブ推進フォーラムが行われました。今回は北から南まで津々浦々までみんなと一緒にインクルーシブな教育を目指せるように、という思いで「南の国から」という題で特別企画が開催されました。

各法制度が整い、障害のある子が地域の学校に行く事の「目に見える入口の壁」は以前よりもなくなり、建前は誰もが地域の学校に通えるようになりました。しかし現実には、いまだに壁は存在し、子どもたちは選別され、分離され、周りの決めた教育の型に当てはめられていく構造は、より深刻化していると感じることが多々あります。

それが現れたのが2020年9月に沖縄タイムス、琉球新報両紙にて報道された事件です。

沖縄県内小学校でクラス担任を務める女性教員が、普通学級の子と一緒に授業を受けていた特別支援学級在籍の児童が騒いだ際「うるさいと思う人、邪魔だと思う人は手を挙げてください」と普通学級の児童に挙手を求め、しかも、手を挙げない児童に「あなたも支援学級に行きなさい」と発言。さらに、教員の言動を受け、普通学級の児童一人が4日間、学校を休んだ、とも報道されています。児童から話を聞いた保護者が学校に連絡、管轄の教育委員会が事実を確認し、教員に不適切な言動があったとして口頭注意を行ったが、教員の言動を処分の対象としていない、とも報じられています。

同様の事件は後を絶ちません。DPI日本会議と自立生活センター・イルカは今回の事件に至る構造的な問題について、沖縄県教育委員会に対し抗議、教員に対する研修を実施するように働きかけ、今年度は新任の特別支援学校教員、県立学校校長への研修に、崔栄繁（DPI日本会議議長補佐）を講師として派遣することができました。

次年度も引き続き、行政主体の研修に「障害者権利条約」を基礎とした当事者主体の研修を入れられるよう、提言していきます。

また、行政主体研修と並行し、民間主体の取り組みとして、今回のDPI日本会議×CILイルカ2021インクルーシブ教育推進フォーラム特別企画～南の国からインクルーシブ教育を届けます～を開催しました。

## 【報告】

10月3日、午後1時からオンライン（Zoom ウェビナー）にて実施した。

参加者は県内外130名の当事者、教育関係者、保護者等が参加した。

情報保障も手話通訳、PC文字通訳等の他必要に応じて提供した。

プログラムではまず、総合司会の西尾元秀（DPI 日本会議常任委員／教育部会長）より開会のあいさつ、そして沖縄県教育長から開催へのご挨拶を頂いた。

次に、小林美保氏（文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官）より「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」について行政報告をして頂いた。

次に、C I L イルカで行っている二つの動きについて報告があった。

まず、大城亮（CIL イルカ学校バリアフリー調査担当）から沖縄県における、学校バリアフリー化の現状と課題について、県内の小中学校を対象にしたアンケートの調査結果から見えてくることの報告があった。特に38%の周知率、環境整備達成校も54.3%にとどまっていたことは、まだまだなことを浮き彫りにしていた。

次にMARUKO（CIL イルカ事務局長）より特別支援学校と障害者団体連携の取り組みについて、特別支援学校の評議員に障害当事者として入り、卒業生として先輩と語ろう会や就業体験での受け入れから、I L や自立体験、そして自立生活につないだ事例を紹介した。

また、尾上浩二（DPI 日本会議副議長／内閣府障害者施策アドバイザー）から、学校でのキャタピラ式や椅子に乗り換え式の昇降機は不相当と新しく文部科学省より通知が出たことが報告された。

休憩をはさんで「沖縄県におけるインクルーシブ教育の動向と課題」について島村聡氏（沖縄大学人文学部 福祉文化学科 社会福祉専攻／地域研究所 所長）を講師に迎え、解説していただいた。インクルーシブは障害だけではなく、学校に行きづらさを感じるすべての人に適用される事、また、個別化ではなく、交流を目的とする事を確認された。そしてこれまでの沖縄の障害者教育、取り組みの紹介があった。現在特別支援学校の人員、特に自閉・情緒が急増し、全国の1.74倍多いという中で、教員、教室が足りない。新しく那覇に特別支援学校ができる。沖縄では3人いたら1クラス作らないといけないというのを取っ払い、経験浅い教員が少ない人数で対応しないといけない。なぜ特別支援籍児が増えたのか、学校に聞くと、親の要望が多い、親に聞くと、学校の先生に勧められたという。いずれにせよ、置いてきぼりになる生徒が増えている。離島でも、障害に合わせた教育が難しいこと、そもそも障害者教育がメインストリームから外されている事が指摘された。新たな動きとして、真和志高校のゆい教室について紹介された。そこでも、定員内不合格行けるはずなのに入れない。重度障害のある人の入学判定基準がなかった。入試の問題。他の保護者の理解。教育課程のノウハウもない。個別化された教育内容。学校外の活動、地域との関係。進路などの課題を挙げた。

教育と福祉の連携について。児童デイが日本で一番密度が高いが、連携では学校側は福祉の入るのが急すぎるというのと、逆に福祉側は学校が入りづらいという声があり、のりしろを増やす努力が必要と指摘した。

また一般の教員免許に特別支援の事も入れることが必要という問題認識を示された。

そして最後のパネルディスカッションでは、地域の学校に通い、現在中学生の山崎陽太さんのこれまでのいきさつについて、映像とインタビューで振り返った。中学校への通学路のバリアフリー交渉について、修学旅行が楽しみなこと、最後に「みんなといっしょに行っている学校が楽しいし、友達といっしょに触れ合うことが大事だと思うから、これから中学校に入る人たちも、一緒に学びましょう。」という言葉があった。

次に長位 鈴子（CIL イルカ代表）から障害者権利条例づくりのきっかけとして道を歩いたことがない、買い物をしたことがないといった、特別支援学校在籍生の経験の格差が自立生活を阻害していることが話された。

そして文部科学省のインクルーシブ教育システム構築という言葉の問題点として、特別支援教育が逆に地域で生きることから遠ざける結果を生んでいる事を指摘した。

その中で山崎くんの事例から、保護者や本人の意識や頑張りで、地域を選べる事例もあるが、大人の責任として当たり前な社会にしていかななくてはいけないと訴えた。

最後に崔から国際的な動向を踏まえることの重要性を示した。まず「自立」を捉えなおし、多くの人と関わることの重要性に目を向けて行ってほしいと訴えた。山崎君が中学校の通学路を行政職員と一緒に歩いて整備につないだ例を出し、今後はこのように、本人だけでなく、周りが変わっていく事が重要だと結んだ。

## 【Q&A】

※個人情報につながる箇所は事務局で削除、修正しています

Q1. 沖縄県内での「重度訪問介護の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）」実施状況と今後の方向性のお考えをお聞かせください。

A1. (島村) 知る限り実績がない。重度訪問介護事業所が少ない。事業そもそもが多分平成30年くらいから始まっていると思うが市町村がそこに対応できていない。区分6クラスの重度の人が大学に来ていない、あるいは来るという動機づけができていない。身近にもこういう学生がいるが、今後に期待している。

Q2. 島村さんが「教員は『親から求められることが増えている』『親は『学校から支援学校に行けと言われる』』とそれぞれ言っているのが興味深とおっしゃっていました。この点が、私もとても気がかりです。このようなことが生じている根本的な原因としてなにが考えられるでしょうか？この感じのままだと、子供が板挟みになっていたたまれない状況が続いてしまう気がしてなりません…

A2. (島村) これは教育委員会に属している人から聞いた。どうして親が自分の子を特別支援学級にうつしてくれとなってしまうのか、おそらく、学級の中で孤立している状況を見かねて言っている可能性が高い。1人担任で40人学級ではなかなか目が届かない。支援ヘルパーも経験がなかったり、短く、対応力も十分でない。

教員もマンパワーが限られ、十分な対応ができないので分けてとなる。共に学ぶ雰囲気作りができていない中で特別支援学級の増設に繋がっていると思う。

(長位) 親御さんが障害のある子を産み育てる中で、常に言われるのが「こんな重度な子だと」と。どう返したらいいのかわからず、疲れ、支援の人も少なくなり、特別支援学校が楽なのかなとなる。児童デイの送迎があったり、子どもにかけられる時間がない。普通学校でも特別学校並みの支援があれば、選択肢が広がる。山崎さんもいろんなサービスを使っていると思う。市町村の格差もある。

(崔) 2000年代以降の学力重視が背景にある。先生が学習指導要領に合わせ、学力のできる出来ないと分けてしまうことが原因の一つだと思う。

Q3. どうしたら、教職員に余裕がもてるような予算や設備等の配慮ができるのでしょうか。また、そういった実践例があれば教えていただけたらと思います。

A3. (長位) 3年前カナダでインクルーシブ教育みてきた。9年間同じ学校。特別支援学校はない。(入所) 施設もない。気になる子が教室にいるというが、誰がかは分からない。3, 4名の先生に、授業も、前を向いてではなく、それぞれ自転車こいでたり、クッションに座ったり、グループごとにテーマを先生が出していた。情緒学級が別であって、落ち着かなくなったら2年くらい過ごし、落ち着いたら戻すと。そちらでは、1億円あるお金の使い方をどうしますか？みたいな授業をしていた。私たちが日本の教育がこうあってほしいという事例だった。カナダは移民の国で多国籍の文化が入り混じっていた。

Q4. 地域の学校から特別支援学校への転校について年度途中での転校は不可ということで、これは全国的な決まり事なのでしょうか。それとも、県が個別の事例によって判断することなのでしょうか。

Q5. (Q4 の理由は) 先生や学校のインクルーシブ教育に対する理解の決定的な欠如です。ともに学びたい本人に対し、本人を矯正しないと同一教室に入る資格がないと考える先生との意識の違いに本人が苦しんで転校を希望しました。

A4. A5. (島村) すごく気になる。カナダの事例以前の問題。現場における障害へのスタンスのずれがすごい。学校では各教員の教育観、価値観に影響が大きい。ここまでのレベルに達しない人は教育の価値がない、というのは差別であり偏見。私だったら訴えるぐらいの話。特別支援学校へ年度途中で編入できないというのはご都合主義。中学校は義務教育なので行政上の不作為なので訴えていかないといけない。

(長位) イルカに来て詳しく聞かせてほしい。同じ事例が沢山あった。面談した時に、保護者、本人、学校、行政の考えが合わなくて、まだ学校に行けていない。学校における実践例もあるので、一緒に行動起こしましょう。

Q6. 島村先生へ。ひなたの母です。合理的配慮をも使って高校受験に向かっていきたいと思っています。どのように動いていけばいいでしょうか。

A6. (島村) 今からは高校向かっていくのが普通になっていかないといけない。入学試験にまず壁がある。県教委もその改善は進めると言っているので、期待していると思う。今真和志高校のゆい学級がどうなっているかを見ておいてほしい。今後いろんな壁にぶつかると思う、進路問題がどうなっていくのか。

(長位) 入試がある限り、突破しないといけない。今 90 何%が義務教育のように高校に行く。入試制度で回答できるかどうかで学校に行けるかどうか決められるのが、ハードル高い。名前が書けないだけで落とされる高校入試の在り方を、教育委員会を変えないといけないかもしれません。

<チャットで回答>

Q7. イルカさんへの質問。福祉(事業所)が「堂々と」学校に入ることができる「保育所等訪問」があります。大阪市では学校(小学校)から拒否されたりして苦戦しています。イルカさんはどうですか？

A7. (自立生活センター・イルカ 早坂) 沖縄では市町村の格差があります。それは認知度の格差が大きいと思います。また、学校現場によって管理者側がウェルカムな学校と、戸惑いや、学校に入れない、といった声もあり、本当にバラバラです。保育所等訪問が現場にもとってプラスになる制度であることを理解してもらって、スタンダードな制度になるようにしていくために動いています。

<以下は後日回答を頂いたものです>

Q8. 特別支援学校の高等部に通っても高校卒業認定が得られないのはなぜですか？

A8. (教育庁県立学校教育課 特別支援教育室)

高校や特別支援学校高等部の卒業については、各学校で卒業証書や卒業証明書を出しています。

特別支援学校から別の校種である高校の卒業証明書を発行することはできません。

ただし、特別支援学校高等部卒業であれば、大学の入学資格が認められています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm)

Q9. 地域の学校で学ぶときのメリットとデメリット特別支援学校で学ぶメリット、デメリットを登壇者の方から聞いてみたいです。

A9. (長位) 特別支援教育のメリット、デメリットというより、自分たちが優生思想や、能力主義で無意識に刷り込まれていることを問い直すことが今回のインクルーシブ教育推進フォーラムの目的でした。私たち一人一人が次の世代にどんな教育を残したいのか、という事だと思えます。

Q10. 学校の支援員の方から、支援員は協力級の要支援の生徒のみの支援で、支援級の生徒が協力級で学習する際には支援級の教員が担当するのだから見てはいけないということになっているとのこと。これは沖縄県全体の制度でしょうか。

A10. (教育庁県立学校教育課 特別支援教育室)

小中学校の特別支援教育支援員は、基本的には、通常の学級に在籍する児童生徒の日常生活上、教室移動等における介助や発達障害の児童生徒の学習支援等を行っています。

市町村教育委員会が採用・配置していますので、その運用についても各学校や市町村教育委員会で定めていると思いますので、詳しくは各市町村教育委員会へお問い合わせください。

Q11. ひなたくんの登下校、学校内のヘルパーはどんな福祉サービスを使っていますか？

A11. (山崎さん母) 登下校は移動支援です。学校内は、教育委員会と契約した事業所が入っています。支援員は補助員のような個人での契約ではないので、シフトを組んで対応してくれています。

Q12. なぜカナダを選ばれたのですか？他の国と比べて特徴的な取り組みがあったからでしょうか

A12. (長位) カナダを選んだ理由は琉球大学の教授からカナダの障害者制度について聞いたことがきっかけです。重度障害者教育に関しては、それまでウズベキスタン、ネパール、タイ、韓国、台湾、に行ってみる機会がありました。そこでの教育に関して教育を受ける権利さえ与えられていないことがわかりました。家族がお金持ちの人たちはホームスクールという制度を使いながら、家に先生を呼び、学業をしている人もいましたが、大半の人たちは字も書けない人たちが多かったです。先進国の中では、カナダ、スウェーデン、デンマーク、アメリカ(ハワイ)も重度障害者の教育がどうなっているのかというのを見学させていただきました。カナダの場合、実際に1週間の滞在期間があって、4、5箇所の教育委員会とか、各学校を回らせてもらい、障害を持つ子どもたちの教育を生で観た感想です。カナダは人権憲章があって、施設を廃止し、特別支援学校を廃止する憲法のようなものがある、インクルーシブな教育だったと思います、しかし課題もありました。日本から見た課題については再度カナダ教育委員会や当事者団体にお伝えし、戻ってきました。

Q13. 沖縄では、エレベーターが付いている公立高校は何%ですか？

A13. (教育庁県立学校教育課 特別支援教育室)

施設課に問い合わせたところ、公立高校60校中、33校にエレベーターが設置されています。

次年度設置予定の学校もあり、今後も校舎改築等に合わせて順次、設置していくとのこと。

<その他お声>

・長位さんの「声をあげる」ということは、身にしみて感じております。貴重なお話、ありがとうございました。

・中学校教員です。学校が学力向上の場となっていて、集団づくりはその手段のようになっている。

学校が学力向上の場となっていて、保護者も我が子の能力を高めたいというニーズがあり、特別に個別に力を付けてほしいと思っているようで。

・こんにちは。沖縄県に住んでますが、学力が足りずに高校受験失敗しましたが、支援学校より大学に入学し卒業してます。

【総括】

今回この特別企画を実施するにあたり、改めて教育の課題は社会の課題の写し鏡だと感じました。

また、この問題の根幹は何十年も続く、障害者分離政策にあることが共通認識されました。

何十年も続く分離政策を打開するためには、様々な角度でのアプローチが必要です。地域的、世代的、職種、障害の種別や有無をこえて、今後も取り組みを継続していきましょう。  
(事務局)